

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ①手続名：船舶の臨検申請
- ②手続き根拠：船舶法施行細則第23条第1項
- ③手続き対象者：船舶所有者
- ④提出時期：船舶の種類等に変更を生じた場合に於いて、船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等の管轄地域外に船舶が所在する場合
- ⑤提出方法：窓口申請
- ⑥手数料：なし
- ⑦申請書様式：船舶臨検申請書
- ⑧添付書類・部数：なし
- ⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

- ①提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
(〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838)
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990)
沖縄総合事務局八重山運輸事務所
(〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772)
- ②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

3. 手続情報

- ①審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法：行政不服審査法によります

船舶臨検申請書

沖縄総合事務局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は
名称及び住所

船舶法施行細則第 23 条の規定により、下記船舶の臨検を申請します。

1. 船舶番号

2. 船種・船名

3. 船籍港

4. 総トン数

5. 所有者の氏名又は
名称及び住所

6. 臨検を受けようと
する期日及び場所

7. 変更事項